

# 入園のてびき

## 運営主体

運営者の名称	社会福祉法人 萌葱の郷
代表者氏名	五十嵐 康郎
所 在 地	大分県大分市中戸次 5620-1
電 話 番 号	097-574-8688

## 幼保連携型認定こども園 こざいこども園の概要

名 称	幼保連携型認定こども園 こざい こども園
所 在 地	大分県大分市大字屋山1658-6
電話番号	097-528-9900
園 長 名	五十嵐 猛
開設年月日	平成31年4月
利用定員	1号認定児【3歳以上】15名 2号認定児【3~5歳児、保育認定】33名 3号認定児【0~2歳児 保育認定】27名
基本理念・方針	<p><b>1. 教育保育理念</b></p> <p>自他を知り 違いを受け容れ 支え合う</p> <p>子ども一人一人をかけがいのない存在として尊重し、保護者や地域社会とともに「お互いを尊重し合える」人権意識を育む。</p> <p><b>2. 教育保育目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 明るく伸び伸びとした子ども</li><li>○ 思いやりのある優しい子ども</li><li>○ よく見よく考える子ども</li><li>○ 喜んで話す喜んで聴く子ども</li><li>○ 心豊かで創意工夫する子ども</li></ul> <p><b>3. 教育保育方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①家庭や関係機関と協働し、<b>安心感</b>を育てます。</li><li>②伸び伸びと成長・発達する<b>心</b>を育てます。</li><li>③身辺自立の基盤となる<b>生活習慣</b>を育てます。</li><li>④よく食べ、よく遊び、しなやかで丈夫な<b>身体</b>を育てます。</li><li>⑤友達の気持ちや集団生活のルールを考える<b>力</b>を育てます。</li><li>⑥自分を大切にし、友達の個性が理解できる<b>知識</b>を育てます</li><li>⑦聴く力、考える力、ゆたかに自己表現できる<b>才能</b>を育てます。</li></ul> 

## 1. 園の一日の流れ

保育認定【0・1・2歳児】		時 間	教育標準時間利用 1号認定 【3・4・5歳児】	保育認定【3・4・5歳児】		
3号認定 標準時間(11時間)	3号認定 短時間(8時間)			2号認定 標準時間(11時間)	2号認定 短時間(8時間)	
随时登園	※早朝保育	7:00	※早朝保育	随时登園	※早朝保育	
	随时登園	8:00	随时登園		随时登園	
お や つ 保 育 活 動		9:00	教育・保育活動			
給食準備・給食		11:00				
午 睡		12:00	給食準備・給食			
		13:00	一斉降園 ※預かり保育① おやつ 順次降園	教育・保育活動 午 睡	教育・保育活動 午 睡	
おやつ 順次降園	おやつ 順次降園	15:00		おやつ 順次降園	おやつ 順次降園	
	※延長保育②	16:00		※延長保育②		
※延長保育①		18:00				
閉 園		19:00	閉 園			

(1) ご家庭の事情などで預かり保育や延長保育、早朝保育などを希望される場合は園で審査・認定を行いますので、申請書を提出してください。利用の際には、別料金が必要となります。

(2) ※2・3号認定(保育短時間)利用

利用形態	曜日	時間	金額
早朝保育	月曜～土曜日	7:00～ 8:00	100円
延長保育②	月曜～土曜日	16:00～19:00	1時間毎100円

※2・3号認定(保育標準時間)利用

利用形態	曜日	時間	金額
延長保育①	月曜～土曜日	18:00～19:00	100円

※1号認定利用

利用形態	曜日	時間	金額
早朝保育	月曜～土曜日	7:00～8:00	100円
預かり保育①	月曜～土曜日	13:00～18:00	1時間毎100円 おやつ1回50円
預かり保育②	土曜日及び休日(振替 休日含)、長期休暇	9:00～13:00	1回 1000円 給食1回300円

- (3) 2・3号認定で土曜日に保育を利用の際は、申請書をご提出いただきます。保育士の配置や、給食の準備等がありますので月末までにご提出ください。1号認定は土曜日がお休みですので、利用される場合は早朝保育や預かり保育の申請を行ってください。
- (4) お迎えの時間が遅くなる時は、早めにご連絡ください。
- (5) 休園は日曜祝日、その他園長が適当と認めた日とします。

## 2. 連絡について

- (1) 病気、その他で欠席する時や登園が遅くなる時は、必ず連絡しましょう。給食の人数確認のため9:00までに電話や電子媒体でご連絡ください。
- (2) 園で急病になった時は家庭に連絡するとともに、緊急性が高い場合には園から病院へ連れて行きますので、必ず連絡がとれる連絡先を予めお知らせください。
- (3) 毎日、カバンの中の確認をお願します。手紙やお便りの連絡事項等を確かめましょう。連絡帳には必ず認印かサインをお願いします。また、家庭での様子も書いてくださると、教育保育の参考になります。
- (4) 転居や家庭の事情が変わった時には必ず、お知らせください。

## 3. 登園について

- (1) 登園時は、保護者の責任で確実に職員に受け渡しをしてください。8時までに登園する場合は、早番の部屋（ほしぐみ）までお願いします。迎えの人が変わる際はご連絡ください。5時30分以降は延長保育の部屋（ひかりぐみ）まで、お迎えをお願いします。

## 4. 保健衛生について



毎朝、登園時に子どもの顔色、発熱など健康状態の観察を行います。

- (1) 体調が少しでも悪い時は、登園時に保育教諭等に伝えてください。連絡帳や電子媒体にも記録を残しておきましょう。前夜熱が出ていたが朝下がっている場合や、解熱剤などの薬を飲んで症状が落ち着いている場合でも、園で悪化する事が少なくありません。なるべく健康を優先させ、安静に過ごすためにご家庭で休養してください。
- (2) 嘔吐や下痢（軟便）の症状がある場合は、医師の診断を受けてください。感染しやすく、年齢の小さい子どもは重症化しやすいのでお気をつけください。
- (3) 感染症（インフルエンザ・麻疹、百日咳、水痘、おたふくかぜ、嘔吐下痢症等）などにかかった時は、必ずお知らせください。集団生活ですので、医者の許可を得てから登園してください。
- (4) 薬について  
保育教諭は、お子さんに薬を飲ませる行為ができません。（目薬や塗り薬なども不可）

医師の診断を受ける時、こども園に通っている事を相談して下さい。どうしても必要な場合は、登降園の前後に保護者の方に飲ませていただくか、病院で処方された薬を1回分だけ薬依頼書に記入してお薬説明書も一緒にお持ちください。

(5) 既往症について

喘息、ひきつけ、アレルギー体質、その他の持病がある、関節が外れやすいなど、保育上注意しなければならないので、必ずお知らせください。

(6) 緊急時の対応について

体調の急変などがあった場合は、すみやかに保護者又は緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

(7) 洗髪、入浴、つめ切り等怠らないようにしましょう。

・つめは伸びていると他人を傷つけるだけでなく、自分も傷つけてしまいます。

(8) 早寝、早起きの習慣をつけましょう。

・良く眠ると気持ちが安定します。脳や身体は眠っている間に著しく成長すると言われています。

(9) 朝食は必ず食べて登園させてください。

・朝ごはんは午前中の遊びや活動のエネルギー源です。

・幼い時から早寝、早起き、朝ごはんの習慣を身に付けましょう。

(10) 健康診断（内科・歯科）検診は年2回義務づけられています。（検診日に受診しなかった場合は、後日保護者の方にご協力を願う場合があります）

(11) 日本スポーツ振興センターの保険に加入します。（全園児）

園管理下で発生した、子どもの負傷などに対して医療費が給付されますので、入園と同時に〈日本スポーツ振興会〉保険に加入していただきます。金額は年間270円ですが、一部を園が負担するため、保護者の負担金は210円になります。加入申し込み書を記入の上、負担金と合わせて提出してください。

(12) 受診後や予防接種後の登園はなるべく控えて、ご家庭で安静に過ごせるように配慮してください。



## 5. 給食について

(1) 3号認定の3歳未満児（つき・ほし・そら）

完全給食です。

- ・午前中 おやつ（牛乳と果物 お菓子等）
- ・昼食 主食（ご飯等）とおかずがでます。
- ・午後 おやつ（週4回は手作りです）

※つきぐみ 0歳児はミルク・離乳食が主体です。

(2) 2号認定の3歳以上児（ひかり・にじ・はな）



完全給食です。

- ・昼食 主食（ご飯等）とおかずが出ます。（お箸を持たせてください）
- ・午後 おやつ（週4回は手作りです）

（3）誕生日会は、工夫を凝らした給食を提供します。

給食献立表は毎月、月初めに配布しますので目の届く所に掲示してください。

（4）アレルギー体質で食べられない食物がある場合は、担任にお知らせください。

（除去食も医療行為に当たるので、医師の診断書が必要です）

## 6. 保育料について

（1）保育料（利用者負担金）は、市民税のもとに決定され、所得に応じた段階負担になります。

※保育料は、口座振替による納付となります。口座振替依頼書を記入の上、提出をお願いします。必ず期日までの納入をお願いします。

長期欠席の場合でも保育料は全額収めて頂くようになります。

## 7. 実費負担について

（1）預かり保育①②、早朝保育、延長保育①②は利用時間に応じて金額が異なります。

（2）給食費は主食分が月額1,000円、副食分は1号認定が月額4,000円、2号認定は月額4,500円徴収します。

（3）日本スポーツ振興センター共催給付負担金は年額210円です。

（4）共通の連絡ノート、通園バック、ナイロンバック他（0～5歳）：一式5,000円程度  
共通の教材、帽子、制服、体操着、御道具箱（3歳以上）：一式12,000円程度

※これらの費用はこども園の徴収袋で集金します。

（5）その他、遠足などの園行事にかかる費用は別途書面にてお知らせします。

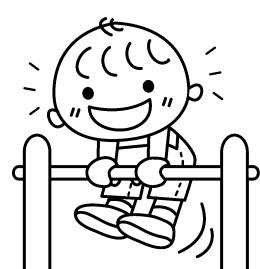
（6）休園や途中退園などの場合、すでにお支払いいただいた費用の返還はしません。

（7）上記のほか、おむつやハンカチ、タオル、お昼寝布団等はご家庭で用意・持参していただきます。

## 8. 嘴託医について

当園は、以下の医療機関等と嘴託医契約を締結しています。

- （1）園医：坂ノ市こどもクリニック 医師 澤口佳乃子
- （2）園歯科医：スマイルデンタルクリニック 歯科医師 萩本多津生
- （3）園薬剤師：工藤調剤薬局坂ノ市店 薬剤師 高山明美



## 9. 保険について

当園は、以下の保険に加入しています。

- (1) 災害共済給付 独立行政法人日本スポーツ振興センター
- (2) 賠償責任保険 損害保険ジャパン株式会社

## 10. 非常災害時の対策

非常災害時等に向けて毎月避難・防災・消化訓練をしています。

- (1) 避難場所は（一次）こざいこども園園庭、（二次）大分東高等学校グランド
- (2) 避難時の児童の受け渡しについては、電話がつながりにくくなる恐れがあるため、電子媒体でもご案内いたします。

## 11. 災害時における臨時休園について

大分市の災害時における幼児教育・保育施設等の臨時休園に関する基準に基づき、次の場合には臨時休園とします。

- (1) 風水害や土砂災害等の場合

事象	開園前 (午前6時時 点)	保育中
警戒レベル4 (高齢者等避難) の発令	臨時休園	全児童の降園  ※降園要請を受けたら、至急お迎えに来てください。

- (2) 地震の場合

事象	開園前 (午前6時時 点)	保育中
市内で震度5強以上の 地震が発生したとき	臨時休園	全児童の降園  ※降園要請を受けたら、至急お迎えに来てください。

## その他

(1) 園だより、クラスだより、保健だより、給食献立表などを月1回程度発行し、お子さんの様子や園の取り組みをお知らせします。

(2) 自分の事は自分でする習慣をつけましょう。

※片付け・洗顔・はみがき・衣服の脱ぎ着・用便の後始末(年齢に応じて)等、身に付くまでには毎日の繰り返しが大切です。時間に余裕をもって接してください。

(3) 挨拶や返事をしましょう。

「はい・おはようございます・さようなら・いただきます・ごちそうさま・ありがとう・  
○○してください・ごめんなさいなど・・・」

こどもとの間でも気持ちのよいあいさつを心がけましょう！

(4) チャイルドシートは、必ず着用してください。駐車場では、手をつなぐなどして、お子さんから目を離さないようにして下さい。

(5) 「苦情申し出窓口」について

保護者の子育て支援と子どもの健全育成を目指し、更なる資質向上する為に、利用者のご意見、ご要望（苦情を含める）申し出窓口を設置し、適切に対応する体制を整えて います。

- |             |                        |
|-------------|------------------------|
| ・相談、苦情窓口    | 五十嵐 猛（こざいこども園 園長）      |
| ・相談、苦情解決責任者 | 五十嵐 康郎（社会福祉法人萌葱の郷 理事長） |
| ・第三者委員      | 秦 正也 伊美 信長 本田 敏明       |

(6) 「保育コーディネーター」が在籍しています。

保育コーディネーターとは、特別な配慮が必要な児童や家庭に応じた専門的な支援を行うとともに、関係機関と連携して適切な支援につなげることができる保育者です。相談窓口として、何かありましたら気軽にご相談ください。

## 幼保連携型認定こども園 こざいこども園 利用契約書

社会福祉法人萌葱の郷 幼保連携型認定こども園 こざいこども園（以下「甲」という。）と教育・保育給付認定こども及び教育・保育給付認定保護者（以下「乙」という。）は、乙が甲を利用することに關し、次のとおり契約を締結する。

- 1 甲は、乙に対して発行されている子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育給付認定証の内容を確認した上で、教育・保育を乙に提供することとする。
  - 2 乙は、甲が説明した、園の園則及び入園のてびき等の内容について同意し、これらに定められた乙の義務（園の利用料の支払いを含む。）を履行することとする。
  - 3 この契約の有効期間は、令和 年 月 日から、令和 年 3月31日までとする。
  - 4 甲は、本契約にかかる内容に変更があった場合、その内容について乙に説明し、同意を得ることとする。

上記の内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が自署又は記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲)

法人名 社会福祉法人萌葱の郷 法人代表者名 五十嵐 康郎 印

法人所在地 大分県大分市中戸次 5 6 2 0-1

園名 幼保連携型認定こども園 こざいこども園 園長名 五十嵐 猛

園の所在地 大分県大分市大字屋山1658-6

(乙)

### 教育・保育給付認定こども氏名

### 教育・保育給付認定保護者氏名

印

## 住 所